

[事案 2024-168] 手術給付金支払請求

・令和7年12月22日 裁定終了

<事案の概要>

約款上の支払事由に該当しないことを理由に、手術給付金が支払われなかったことを不服として、手術給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和5年8月8日に右胸部の皮膚腫瘍摘出術（手術①）を、同月18日に右上腕部の皮膚腫瘍摘出術（手術②）をそれぞれ受けたため、令和4年4月に契約した組立型保険の医療特約にもとづき、手術給付金を請求したところ、約款上の支払事由に該当しないことを理由に支払われなかった。しかし、以下等の理由により、手術①②の手術給付金を支払ってほしい。

(1) 患者の希望にかかわらず、最終的に腫瘍摘出の手術をするかを決めるのは主治医である。

「良性か正確に確認するには切開して組織検査をしてみないと分からない」と説明され、主治医に判断を仰ぎ手術を決定した。主治医に相談したところ、「腫瘍摘出術のため、保険金が支払われる」と説明された。

(2) 保険会社の書類において、皮膚腫瘍摘出術が手術給付金対象外の手術に指定されているわけでもないのに、給付金が支払われないというのは納得できない。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 申立人は、本契約に加入後、わずか1年以内に4回給付金を請求した経緯があり、手術①②について支払確認を実施したところ、担当医から、「とても小さいものなので取る必要はない」と説明したが、患者の希望により皮膚腫瘍摘出術を行った」と回答を得た。

(2) 手術①②は、担当医である皮膚科医が「取る必要はない」と評価していたものであり、医学的には手術の必要はなく、申立人の希望により、念のため手術を施行して組織検査を行ったものである。本契約の約款では、手術給付金の支払事由として「治療を直接の目的とする手術」と規定するとともに、検査のための手術は「治療を直接の目的とする手術」に該当しないと規定している。

(3) 担当医は、手術①②にかかる「胸色素性母斑」は以前からあったものと回答しており、「とても小さい物」との記載はあるが「最近悪化した物」とする回答はない。約款では、「責任開始期前に発病した疾病または生じた不慮の事故その他の外因による傷害については、責任開始期以後にその疾病または傷害の症状が悪化したことにより手術の必要が生じたものであるときにかぎり」支払事由に該当すると規定している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、本手術を行うに至った経緯等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。

